

要するほど子ども安全上、緊急である④判断に迷う場合などがあがった。改正後の児童福祉法によると電話で連絡をしたのちに、書面送致することになる。ただし、その後送致後も協働でやっていくと確認した市町村と、そうでない市町村に分かれた。

### 3) 児童相談所連携について

Aタイプ：通告受理時に児童相談所とのやりとりをしない市町村の場合で、市町村と児童相談所の役割分担を比較的明確にしない方式

(例)

①児童相談所と協働して担当しているケースについては、月一回の合同連絡会を開催 ②児童相談所からの協力依頼がある場合連携をしている。

Bタイプ：通告受理時に児童相談所とのやりとりをしない自治体の場合で、市町村と児童相談所の役割分担を比較的明確にする方式

- ①自治体だけで扱う虐待事例がある。
- ②児童相談所と重なる事例もある場合には月一回の定例会議をする。
- ③原則として送致ケースは児童相談所が主担となる。
- ④児童相談所に通告があった場合、市が保育園とか保健指導があったとしても、市に具体的な役割が求められない場合には、市がケースにしないこともある。

Cタイプ：児童相談所に連絡をしている市町村の場合、

- ①通告受理時に必要に応じて電話連絡を含めて調整をしている。
- ②実務者会議には、必ず児童相談所が出席をする。

Aタイプ、Bタイプについては、児童相談所事例と市町村事例は通告先が2本立てになり、同一ケースでそれぞれが担当し重なる場合もある。この場合市が把握すれば、定例会議で調

整することもある。市町村の事例数と児童相談所の手持ちの虐待事件数は揃わず、2カウントになることもある。調整は行おうが、最初の通告受理は独立しているため、重い例は児童相談所です、軽い事例は市が担当するということには、必ずしもならない。児童相談所においても、通告があれば、軽くても受けている。児童相談所から市へケースが移されることはなく、児童相談所と市も同じケースを持っていることもありうる。ただし、在宅事例の場合には、必ず支援機関が地域にあるため、どこかで重なりが発見されるはずであり、その場合に、どこが主となるのかについては理論的には市が第一義であるが、どういった役割になるのだろうかはその市町村における児童相談所と市町村の連携方式によると思われる。

今後、重要な点は、児童相談所との連携で事例が重なっている場合、どこが主担当者であるかという点と、定例的に会議をすることで役割を明確し、「もれ」を防ぐことが課題となるう。

なお、主担とはケースを主に担当し、各関係機関との連携を調整する役割に限定する考え方と、ケース担当の責任をも含める考え方がある。

本来、責任の所在を明確にすることが、「もれ」を防ぐことになると考えるが、実際の市町村の対応体制整備の状況を考えると、過渡的な対応としては、協働して取り組むケースについては責任の所在を明確にせずに対応する方法も実務的にはあると考える。

### 4) 個別ケース会議の持ち方

個別ケース会議は、原則は、3機関が集って会議形式で行うものをさす。ただし、子どもの年によっては、2者間でも会議形式であれば、会議とみなしていいのではないだろうか。個別ケース会議は、事務局参加が原則であるが、そ

うでない会議の場合は、必ず事務局へ報告をし事務局がケース進行を把握できることが必要である。

個別ケース会議の資料の項目は、開催日、主催者、参加者、議題、これまでの経過、今後の方針、機関役割分担、次回会議予定が共通であった。

司会進行は、事務局が主になっているが、主担当の機関が資料を準備し、進行をする場合もあった。

#### 5) 会議開催の手順

参加機関に呼びかけるのは、必ずしも容易なことではない。特に、参加機関が多いと園調整は手間取ることが多い。2週間以内という枠をつくって設定する場合や、定例として義務付けるなどの工夫がみられた。しかし、変化に対応する必要性が高い場合もあり、事務局の苦勞する点である。

終了後の会議録については、子どもの名前、出席者、主な問題点、家族支援計画、機関の今後のかかわり方をまとめておく内容が共通であった。機関の役割分担などについては、明確に確認しておくことがその目的となり、今後の継続に関連すると考えられた。

#### 6) 他の機関との連携

すでに福祉と保健が協働でやっている場合も

あるので、福祉事務所、保健所、保健センター等との連携を密にすることでスムーズに行く。さらに、庁内の他の課の理解を得ることが重要である。とくに大きな庁では、必要であり、調整機関が、つねにネットワークの存在を理解してもらう努力は必要である。

#### 7) 実務者会議の実効性

それぞれの土地事情により、やり方には、工夫

がある。もっとも立ち上がって古くから継続している門真市については、5 専門機関の実務者会議が継続しており、成功させてきている。沼津については、連携を深めるという点では、その事例の課題ごとで、研修を開くなど知識をも常に取り入れていくという勉強会発展型のような形をとる地域もある。それぞれの特徴を活かしながら、個別ケース支援に活かし、機関連携が円滑にできるように、工夫することが求められる。

#### 8) 医療機関との連携の工夫

医師会のみならず、病院連合へ呼びかけて協力を得ることができた市町村もある。

医療機関においてはソーシャルワーカーがいるほう連携がとりやすい場合が多くみられる。精神的なトラブルをかかえる親のケースが増加しており、精神保健相談員のいる保健所とともに、医療については、心身からのケアが荷える場として重要な役割をもつ。

## 4. 結論と課題

1) 要保護児童対策地域協議会を立ち上げている都市を中心に論議した。すでにネットワークを作っており、ある程度の実績のある場合、協議会設立を急がず、状況を見たらうで体制を組むという姿勢であった。

2) 虐待通告受理をはじめとする書式については、一定の様式の工夫があった。

3) 児童相談所の後方支援についての考え方は地域により、異なった。市町村が独立して実践できるには、時期尚早ため、児童相談所から市町村に、児童福祉司が派遣される試みがある。

4) 要保護児童対策地域協議会で担当する対象については、虐待専門で実践するというと

ころも多かった。

非行については、青少年相談センターが主となるという工夫、子育て相談のメンバーに教育委員会に加えて、そこで担当をしていく、という実績を作っていくこととなろう。

5) 児童相談所担当ケースと、市町村が重なるケースについての調整はできているが、必要な点は、誰が主として担当するのかを確認しておけば、重なる事例については、問題が発生しないだろう。

市町村だけで把握している事例の場合、必要ならば、ケース会議に児童相談所がスーパーバイザーきてもらおうと、それは児童相談所事例にもなるのかどうかの？の論議もあった。

6) 事例でみていくと、人口が30万以上超える地域においては、代表者会議、実務者会議、個別事例会議の3層をさらにブロック別調整会議等を追加して4層にするか、あるいは、いつそのこと、大都市のように相談センター化してそこに相談業務を集中させるのかという課題が出てくる。つまり、10万から20万の地域で実施している主たる機関で、全体の事例を把握していく実務者会議が、人口が30万であれば、3チームは必要になってくる。地区単位にわけてチーム性を考えるということも、必要になってくるのではないだろうか。人口30万以上の

う工夫もあった。

非行については、虐待がらみの関連事例については、協議すべきだろうし、今後、事例を通し

地域については、さらに検討が必要となろう。

7) 自治体の課題は、要保護児童対策地域協議会の調査に重なる。

①要保護児童で扱うケースは虐待に限るべきかどうか。あるいはすでに非行などが入っているのに、限ることはできないが、しかしどういった事案まで、非行など市町村で扱えるのかを検討する必要がある。

②人員が足りず、また専門研修をどこで受けられるのかを考えていく必要がある。

会議の際には、会議録や招集をかける煩雑さをどう行政と専門職がどのように役割分担するのかという課題がある。これは専門職だけで事務局を荷っているときに起こってくる問題でもある。しかし、行政職とて、他の仕事をかかえている場合には加重な負担となる。

③とりわけ、行政担当は転属があるため、どう引き継ぐのかという課題がある。

④自治体として親支援がはいつてきており、どのように親支援、家族再統合の場合の役割が荷えるのかを検討していく必要がある。

## 資料 2

書式についての必要項目について、整理をした。（各表の ABC は、一致しない）

1)

### 通告受理票

A	B	C	D	E	F
1 子どもの氏名	1 子どものなまえ	被虐待児氏名	受付日 受理者	児童 氏名 年齢	児童 氏名 年齢
生年月日	生年月日	生年月日	住所 虐待の内容	就学状況	就学状況
住所	住所		種類	保護者 氏名	保護者 氏名
就学状況		保護者		住居状況 職業 生保	担当者
2 保護者	2 虐待を疑う状況	職業	安全チェックシート	状況	通告の内容及び経過
氏名		続柄・年齢	子どもについて	虐待種類、頻度、	疑われる虐待の種類
職業	子どもの状況	住所	氏名、住所、所属	いつごろから、	家族
続柄	具体的内容	虐待内容	保護者名	相談内容	家族構成
	子どものはなし	種別	虐待者について	現在の児童の状況	関係機関
3 主訴	保護者や世話をした人	子どもの状況	氏名 続柄	家族構成	初期対応
4 子どもの状況	3 親の状況	家族状況	住所	通告者・相談者	受理機関
	親の状況および家族の				
5 子どもの生活史	状況	情報源	職業	通告者の意図	他機関依頼
	4 これまでの対応の経		虐待の内容及び子	調査協力有無	緊急介入の有無
6 家族の状況	過と留意点	通告者	どもの状態		
7 子どもの環境領域	5. 今回の処置・連絡	通告意図	気づいた時期 頻度	連絡先	経過
8 保護者の意向	児童相談所に連絡	調査協力等	通告者について	他機関連絡	現時点における虐待要因分析
9 過去の相談歴	福祉事務所に連絡	通告者対応	氏名・住所、協力度	内容	緊急度、住所油土
10 相談者	保健所・センターに連絡		初期対応方針	今後の対応方法	現状分析
相談意図	6. 対応方針		安全確認方法	備考	必要対応
相談の対応	外部からの情報があった場合		児童票もかねる		援助方針、役割分担
	被害者との関係など				

共通は、子どもの状況、これまでの対応や経過、今回の対応、方法、援助方針である。

2)

### 児童相談所への送致書

子ども	子ども	子ども	子ども
生年月日	住所	生年月日	住所、生年月日
就学利用状況	保護者氏名	保護者氏名	保護者 続柄
住所	送致理由	通告理由	送致理由
保護者	担当者名	本人状況	添付書類
氏名、年齢、職業		保護者への対応	担当者
住所		家庭状況	
送致理由		対応経過	
ケース概要		所見	
対応経過		当面の対応	
ケース担当者		通告の終結	
添付資料			

児童相談所への紹介は、送致書として送付する。用紙は、裏表の2ページ形式と、1ページのものがある。

理由をつけるために、家族状況など、ある程度の事情を把握した上でおくことが求められているが、緊急の場合には、必ずしも、保護者に出会えないことも多く、情報を集めたうえでの送致になる。

3)

**ケース検討会議の書式**

<p><b>A</b>            実施日            場所            参加者            今回検討したいこと            今までの経過と確認点            現在の家族の状況            各状況 ジェノグラム            今回の目標・課題            取り組んだこと            結果            その他            残された課題            今回の確認点            課題にそった役割分担            目標            担当機関            具体的方法・役割、期限</p>	<p><b>B</b>            新規 通報の有無 受付期            子どもの名前            保護者            虐待者            虐待内容            家族構成            通報者 内容            通報・相談経路            経過と対応            関係機関</p>	<p><b>C</b>            会議開催日            主催者            出席者            対象児童氏名            議題            関係機関からの報告内容            今後の方針・役割分担            次回会議予定</p>	<p><b>D</b>            開催日            場所            家について            これまでの経過            1. 現在の児童状況            2. 親の様子            3. 現状の課題            今後の対応策            4. 次回会議開催</p>
---	---	---	--

4)

**ケース会議結果記録**

<p><b>a</b>            子どもの名前            出席者            主な問題点            家族支援計画            目標            計画            機関            今後のかわり方と            今後の役割</p>	<p><b>b</b>            子どもの名前            日時 場所、主催            出席機関            検討内容            初期情報収集            情報の整理、支援方針            役割確認、重症度評価、            定期的情報交換            機関の役割分担            情報の集約方法            次回開催予定、主催機関</p>
--	--

5)

**児童記録票**

<p><b>a</b>            子の氏名            住所            保護者氏名            住所            電話番号            本籍            就学の状況            通告・相談            主訴            家族構成</p>	<p><b>b</b>            氏名、生年月日性別            把握年月日            把握経路            相談種類            病歴            医療機関            制度利用            家族状況            環境 地図            問題発生            現在の生活状況            経済状況            福祉サービス利用            児童状況            成育歴            家族の状況            ジェノグラム、親            所見</p>
--	---

ケース会議結果記録については、作成しているところと、ケース会議の用紙を綴じるところもあった。さらに、児童記録票として、児童相談所の児童記録の様式を導入している市町村もあった。訓練としては、専門性を高めるためには、必要なことかと考えた。第3研究報告している、アセスメント指標利用する場合においても、ケースの全体像が理解できていないと、実際のソーシャルワーク的な活動はできにくい。しかし、そのためには、研修が必要であり、現時点ではより簡素で、理解が深められる対応方法が必須である。

資料3 各市の事務局の活動の動き

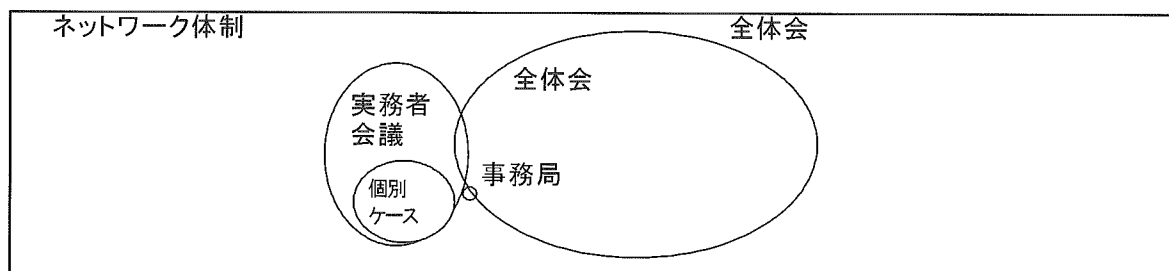
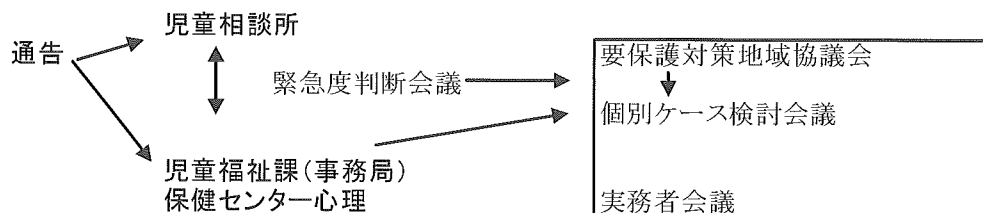
人口密度 平均大阪府4667.8人、兵庫県666.22人、神奈川3617.8人静岡488.4人

市・特徴	泉大津市:行政と専門職がチームを組み、取り組んでいる。
ネット設立年月日	平成11年7月1日
要保護地域対策協議会	平成17年10月1日
正式名	泉大津市児童児童虐待防止ネットワーク
人口	7万8千人 平成17年12月1日現在
子どもの人口	15300人
人口密度	6233人/平方キロ (平成17年全国市町村要覧より)
事務局	泉大津市健康福祉部児童福祉課
扱う虐待件数	80例 身体的31.2% ネグレクト65.5% 心理的4.2%
領域	虐待

代表者会議	年1回
実務者会議	年2回
臨時実務者会議	いわゆるケース会議は随時(平成16は22回)
協議会の関係機関の構成	

児童相談所、保健所、警察、病院、消防本部、教育委員会  
健康福祉部生活福祉課、健康推進課、児童福祉課、医師会、乳児院  
児童養護施設、民生委員児童委員協議会、そのた市長が指定する機関等

通告のながれ



- 協議会への移行の評価  
以前からネットが働いていたので、問題なくスムーズに移行した。
- 通告受理後の緊急体制  
通告があれば、事務局で聞く。受理表に記入。
- 通報の基準について 緊急性が高い場合には児童相談所、健康推進課心理相談員と事務局で連絡を取り合う。全数、緊急度判断会議にかけている。
- リスクが高いとする判断 怪我やあざがあった場合には、すぐに関係者が集る。児童相談所に連絡。それ以外必要なケースは2週間以内で会議を開く。大阪府リスク表等を参考にする。
- 児童相談所との連携 大丈夫と思われるケース以外は、すべて連絡をする。
- 会議開催の判断 担当者が希望する場合、および児童相談所の要請がある場合。臨時実務者会議は要望のあった機関が中心に情報提供をする。
- 会議開催の手順 事務局がよびかけ、2週間以内に。会議室の確保、決定、会議資料必要なら作成。臨時実務者会議の進行は座長(保健増進か、児童福祉課)で進行する。

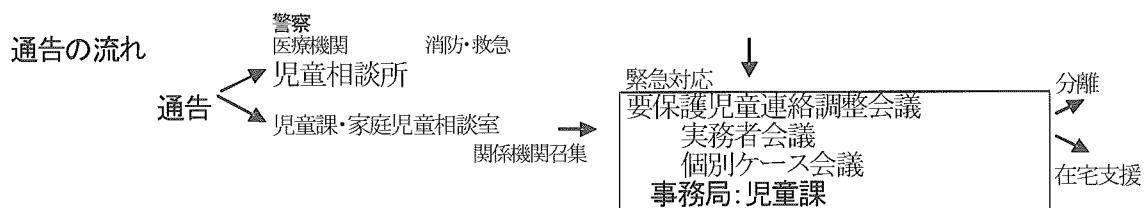
8. ケースの進行管理 チームリーダーをきめて在宅での変化をみていく。3ヶ月から半年に一度再アセスメントをする。
9. 情報の管理 事務局が一括管理
10. 次回のめやす ケース対応のシミュレーションをする。
11. 実務者会議 半年に一回のみなおし。在宅アセスメントシート利用。1ケース2時間ぐらい座長が課題を集約する。単独でみている事例についても報告をしてもらい実務者会議でまとめる。
- 12 課題 簡単マニュアルの作成  
親支援プログラムの実践

市名・特徴	門真市:大阪府虐待防止ネットワーク事業のさきがけの市である。
ネット設立年月日	平成2年
要保護地域対策協議会	平成18年1月
正式名	門真市要保護児童連絡協議会
人口	136千人 統計でみる市区町村のすがた 2005
子どもの人口	15才未満 2万人
人口密度	10787人/平方キロ (平成17年全国市町村要覧より)

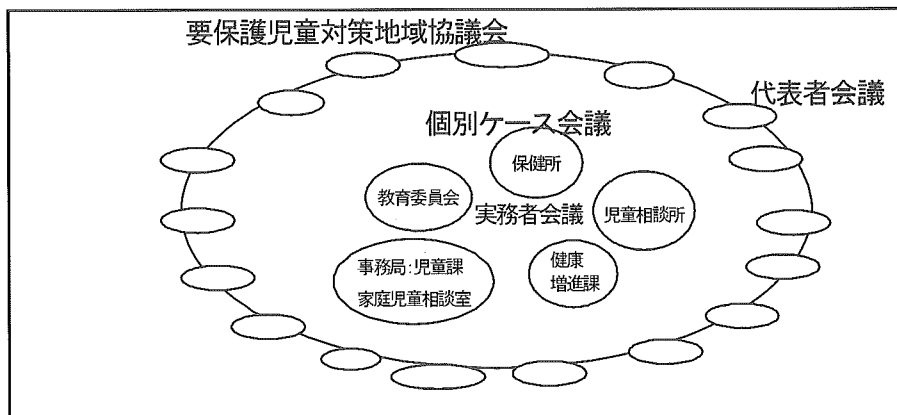
扱う虐待件数	相談件数 145件 平成17年新規ケース 71件 身体28.3%、ネグレクト44.1%、心理的3.4%、身体+ネグ17.2%、性的2.8% 調整機関は門真市保健福祉部福祉事務所児童課
事務局	年1回
代表者会議	月1回
実務者会議	月1回
個別ケース検討会議	いわゆるケース会議は随時
協議会の関係機関の構成	

医師会、歯科医師会、幼稚園協議会、民間保育園協議会、民生児童委員協議会、地域子育て支援センター、助産師会、人権擁護委員会、かどま子ども家庭サポーター会、社協、警察、消防組合、保健所、養護学校、児童相談所、教育委員会(社会教育課)青少年課、学校教育課、人権教育課、小中学校校長会、学校保健会養護教諭、市民生活部、保健福祉部福祉政策課、健康増進課、福祉事務所障害、保護福祉医療、福祉事務所児童課、障害児通園施設、

実務者会議メンバー	児童相談所、保健所、教育委員会人権教育課、健康増進課、児童課 児童福祉司、保健師、指導主事、心理職、家庭児童相談(3名のうち2名非常勤)
-----------	---



ネットワーク体制



1. 協議会への移行の評価

ネットが組めていたので、情報共有化しやすくなることを期待する。

2. 通告受理後の緊急体制 判断して即対応。児童相談所から4月から応援あり。リスクアセスメント

3. リスク判断について 在宅アセスメント指標利用と実際の現認する。

4. 児童相談所との連携 電話連絡もしながら、密にとる。

要保護児童協議会のケースとして全て事務局に報告がある虐待ケースは全てデータ入力し通告受理表を作成する。

5. 会議開催の判断

内容が複雑であったり、リスクが高いと判断される。また情報がない場合に、関係合同で対応できるようにするためである。問題が持ち込まれたときに開催することが多い。

6. 議開催の手順

受けているものば呼びかけ。児童相談所からの要請もある。

7. 参加機関よびかけ

事務局がよびかけ。参加機関はケースにより異なる。訪問看護  
地域療育、権利擁護など必要に応じる。

8. 情報の管理

事務局が管理。

9. 次回のシミュレーション

定期的にすることは多くない。3ヶ月ごとや親の課題にそって実行したり  
ネグレクトの親など1ヵ月ごと学校の協力のもとに課題を親に与えて支援。

10. 実務者会議

月一回で困難事例への対応についての検討などを中心におく。

11. 全体会議

年一回、講演会と、事業報告会

12. 課題

△形骸化しないよう実務者会議のより一層の充実(スーパーバイザー機能を含めて)  
△事務局スタッフの充実

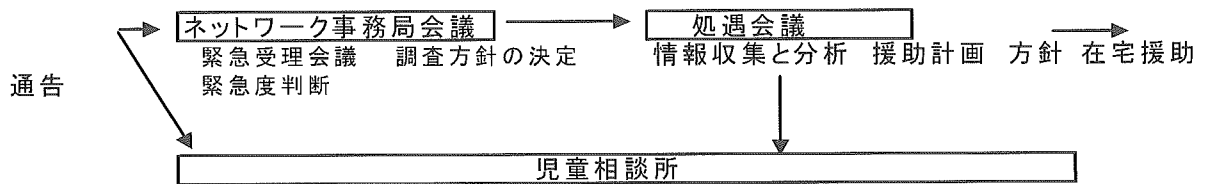
実務者会議の構成機関をいかに巻き込んで活動していくのか。事務局だけが活動するのではないという協力体制の保持の必要性。

(家庭児童相談室水野氏の協力を得た)

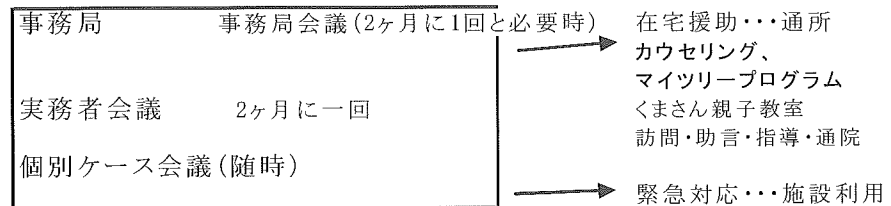
市名・特徴	摂津市 : 支援プログラムを豊富につくり、虐待防止にむけてネットワーク機能を活かす。
ネット設立年月日	平成13年4月
要保護地域対策協議会	平成18年3月発足予定
正式名	摂津市児童虐待防止連絡会(CAPISE)
人口	8万5千人 (平成17年10月)
子どもの人口	15才未満 1万2千人
人口密度	5651.7人/平方キロメートル (平成17年全国市町村要覧より)
扱う虐待件数	相談件数57件 平成16年新規ケース 30件 継続ケース27件 身体45.6% ネグレクト36.8%、心理的17.5%、性的0%
事務局	こども育成課 家庭児童相談室
代表者会議	年1回
実務者会議	年6回
個別ケース検討会議	いわゆるケース会議は随時
協議会の関係機関の構成	医師会、児童相談所 少年サポートセンター 人権協会 社協、警察、消防、保健所、民生児童委員協議会、教育委員会 学校教育課、人権教育室、 健康推進課、福祉事務所(こども育成課、福祉総務課、高齢者障害者福祉課) その他市長が必要と認めたもの
実務者会議メンバー	児童相談所、保健所、教育委員会人権教育室・学校教育課、健康推進課、 こども育成課、児童福祉司、保健師、室長・指導主事、保育士、 家庭児童相談員(3名のうち2名常勤心理職) 少年サポートセンター、医師会、民生児童委員、主任児童委員、福祉協議会 人権協会、消防、高齢者障害者福祉課、福祉総務課、 人権相談員、消防士、ケースワーカー、行政
事務局会議メンバー	児童相談所、保健所、教育委員会人権教育室・学校教育課、健康推進課、こども育成課 児童福祉司、保健師、室長・指導主事、保健師、保育士、 家庭児童相談員(3名のうち2名常勤心理職)



## 通告の流れ



## ネットワークシステム



1. ネットワーク効果
 

虐待対応の組織力が強くなり、有機的連携が深くなった  
主として事務局のコーディネートにより、各関係機関が問題発生した学校・園・保育所に集合し、ケース検討会議を開くなど、スピーディな対応が可能となった  
虐待への問題意識が機関メンバーの中でより高まり、虐待への視点が広がった  
虐待対応だけでなく、予防についても議論がかさねやすくなった  
虐待対応システムのスピーディな動きや、1つの機関で抱え込まず、各ケースによりリーダーを決めて各機関が連携して問題解決を図れるようになった  
子ども家庭センターと市の役割が明確になり、事務局を中心としたやりとりもスムーズになった
2. 通告受理後
 

1) 子どもに関する通告・情報提供文書を記入。2) 初期調査(関係機関への情報収集)  
3) 初期対応、方針決定(安否確認のための家庭訪問の方法等検討)  
通告は事務局が受ける
3. 緊急対応
 

1) リスクが高いと判断した場合、すぐ子ども家庭センターに連絡  
2) 役割分担や連携を考え、必要に応じ各関係機関との緊急ケース会議召集
4. 児童相談所との連携
 

1) 市で発生した虐待または疑わしいケースは全て事務局会議で検討(児相のみの取り扱いケースも含む)  
2) 役割分担の中で連携、協力、必要に応じ協働  
3) スーパーバイズ
5. 会議開催の判断
 

1) 関係機関で話し合うことによって対応が進むと見込むもの  
2) 新しい状況で方針を変更する可能性がある場合  
3) 関係機関の進捗状況等の周知が必要になる場合
6. 会議開催の手順
 

集る必要性が高い場合には、事務局が個別のケース記録を資料としてケース会議。  
定期的には事務局会議があるので、そこでケース会議をする場合が多い。  
事務局と事務局会議で作成  
1) ケース会議を必要としているものが事務局に連絡(または事務局とのカンファレンス)  
2) 関係機関に電話連絡をし、日程調整
7. 参加機関よびかけ
 

事務局がよびかけ。参加機関はケースにより異なる。訪問看護  
地域療育、権利擁護など必要に応じる。
8. 情報の管理
 

事務局が管理。
9. 次回のめやす
 

その場で決定する  
必要に応じて開く
11. 実務者会議
 

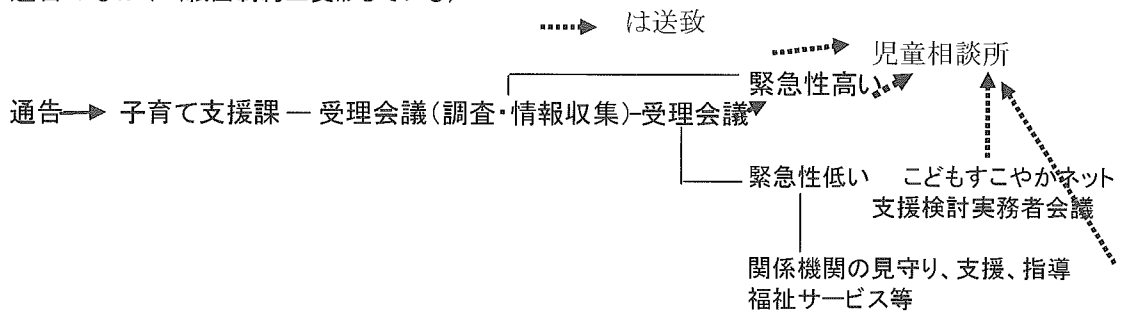
月2回でケース事例検討。ケース会議録をつけておく。
12. 全体会議
 

年一回、講演会と、事業報告会
13. 課題
 

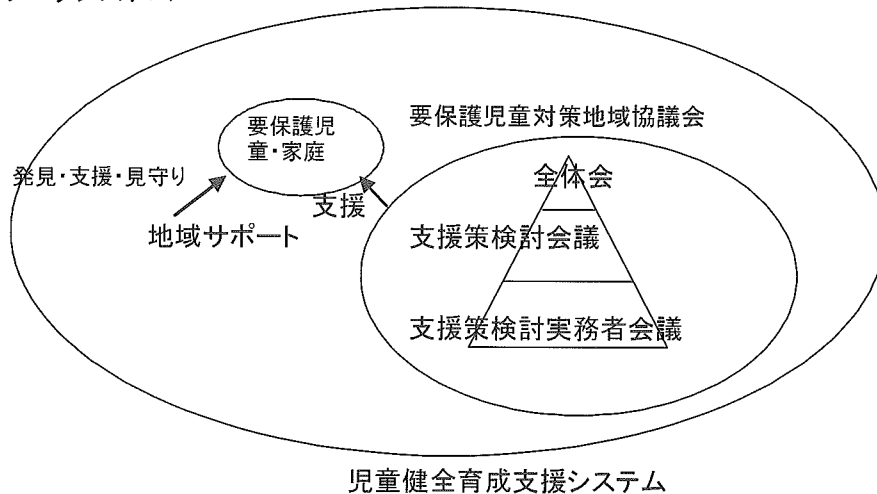
日程調節の難しさ(関係機関が多くなると)  
会議の開催・議事録の配布等事務局での事務が煩雑

市・特徴	明石市:子ども課に教育委員会も派遣され、学令児の取り組みが非行を含み取り組む。	
ネット設立年月日	児童虐待防止ネットワーク会議 平成14年11月	
	児童虐待健全育成システム 平成16年7月	
要保護地域対策協議会	児童健全育成支援システムの一部として位置づけ	2006/1/12
人口	29万2325人 平成17年12月	
子どもの人口	5万9370人	
人口密度	5921人/平方キロ	(平成17年全国市町村要覧より)
事務局	健康福祉部子ども室子育て支援課	
扱う虐待件数	平成16年 身体的虐待6件、ネグレクト9件 15件 平成17年 身体6件、ネグレクト9件 性的1件 16件	
領域	虐待、少年非行、非行がらみの不登校	
代表者会議	明石市青少年問題協議会	
支援策検討所属長会議	福祉部局、教育部局、児童相談所、健康福祉事務所、警察、児童委員、精神科 少年サポートセンター 年1回～2回、広報課、コミュニテイ課、防災安全課	
実務者会議(ケース検討会議)所属長会議関係機関の実務者、地区の民生児童委員、主任児童委員、学校 保育所、などケース担当者		
協議会関係機関	全体会構成、市長、議員、市教育委員会、警察、公共職業安定所 健康福祉事務所、神戸地方法務局、児童沿う班Dんしょ、商工会議所、青少年地区愛護協議 連合自治協議会、連合PTA、こども会育成連絡協議会、民生児童委員協議会、 青少年連絡協議会、青少年補導委員、保護司会、女性団体協議会、医師会 高年クラブ連合会、保育協会 など	

通告のながれ(紙面制約上変形している)



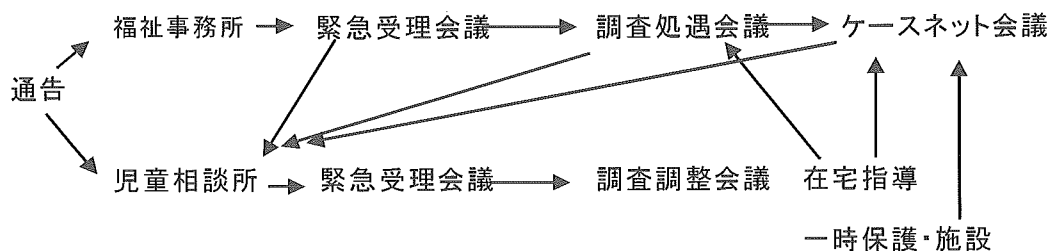
ネットワークシステム



1. 協議会への移行の評価  
情報共有によるケース対応の共有化促進が期待される。
2. 通告受理  
守秘義務により、より多くの機関参加が期待できる。医療機関等の情報収集協力が求めやす
3. リスクが高いと判断  
1) 受理会議 住民票で氏名などを確認 2) 緊急性、難度が高い場合は児童相談所へ
3. リスクが高いと判断  
1) 緊急の場合 電話連絡で情報提供し、写真を送付  
2) 保育所、学校で発見された場合には確認するが、リスクが高い場合は、電話で児童相談所に確認する。
4. ケース会議  
1) 情報収集し資料作成 2) 参加者決定と開催通知  
所属長により、依頼書が必要な場合もある。
5. 会議開催の工夫  
守秘義務、個人情報の取り扱いについて、会が始まる前に事務局が説明をする。  
会議録の作成作成、事例については回収。
6. 会議開催の手順  
会議の開催の必要性の判断→参加機関決定→日程調整及び会議室確保→開催決裁及び通知→資料作成(主たる関係機関に依頼する場合あり)→開催→会議録作成
- 7次回会議  
次回会議は〇ヵ月後、月、状況が大きく変化したとき、関係機関が必要と判断するとき等ケース内容に応じて決定する
9. 情報の管理  
事務局管理
10. 課題 在宅アセスメントシート利用  
兄弟が多い場合の工夫、サービス欄の工夫など必要。

市名・特徴	沼津市:、静岡県のネットワークのよさを継続させる。
ネット設立年月日	平成12年4月
要保護地域対策協議会	審議中
正式名	DV・児童虐待メインネットワーク委員会
人口	21万1311人 平成17年12月
子どもの人口	3万4438人 平成18年1月
人口密度	1129人/平方キロ (平成17年全国市町村要覧より)
扱う虐待件数	89件 身体的虐待 42.9%、ネグレクト32.1%、心理的22.6%、性的2.4%
領域	虐待とDV
事務局	子育て支援課 家庭児童相談室
代表者会議	年1回 施策ネットワーク
実務者会議	月1回 啓発ネットワーク
個別ケース検討会議	いわゆるケース会議は随時
協議会の関係機関の構成	検討中
実務者会議	保健センター、教育委員会、警察、児童相談所、青少年教育センター 子育て支援センター、主任児童委員代表者2名、その他

### 通告の流れ



## ネットワークシステム

DV・児童虐待メインネットワーク委員会  
要保護児童対策地域協議会として設置予定  
(代表者会議)

市児童虐待防止会議 実務者会議

ケースネット会議  
個別事例検討会

1. ネットワークの効果 この5年間重症事例がない  
近隣通告ケースが多く、事前に把握できている。  
相談件数が増加し、心理通告が増えた。意識が高まった。
2. 通告受理後  
1) 虐待通告受付票の作成  
2) 緊急性が高い場合には、緊急受理会議開催前に初期対応、児童相談所へ協議  
3) 終了後、調査、対応によっては一時保護など児童相談所の協力の必要があると見込まれるものについては、児童相談所に概要報告。
4. リスクが高いとする判断  
1) 子どもの年齢が小さい 2) 家族に虐待を抑止する力が見出せない  
3) 経済的に困窮 4) 保護者の精神疾患 5) DV 6) 地域社会からの孤立(就園、就学、就労)
5. 児童相談所との連  
1) 市から送致したものについては、協働に適さない以外は、対応する。  
2) 児童相談所と相互に担当しているケースについては月一回の連絡会を開催  
3) 児童相談所からの調査依頼協力4) スーパーバイズ  
市町村対応が困難なものは、児童相談所へ送致し、児童相談所はそれを受理することを基本とする。
6. 会議開催の判断 1) 通告状況が直接的な介入や調査を困難としている場合(通告者が援助者であり、直接関与すると関係性が崩れる場合など) 2) 関係者が話し合うことで対応が進むと見込むもの。
7. 会議開催の手順 1) 事務局で会議主旨と開催時期の案を作成 2) 関係機関へ電話連絡をし日程調整 3) 基本的には電話で。のち必要なら書面で依頼する。
8. 参加機関 基本的には公的機関であるが、必要なら民間機関も参加あり。これまでの実績でのケース  
\*\*会議の参加機関  
実務者会議以外、学童保育所、託児所、精神障害者作業所、介護保険事業者  
本人(保護者=虐待者)
9. 情報の管理と会議開催の判断  
1) 当日の記録は当日作成しコピー配布2) 情報管理は事務局
10. 次回のめやす 次回合は、1) その場で決定する2) 時期を決定 3) 必要に感じたときに開く  
時期のめやすは1ヶ月以内を目安に学校に通う子どもについて長期休みに開くことが多い。
- 11課題 1) 多機関になると日程設定が難しい 2) 会議開催の事務局が煩雑 3) 学校で行うと新たなケースに出会うことが多い。

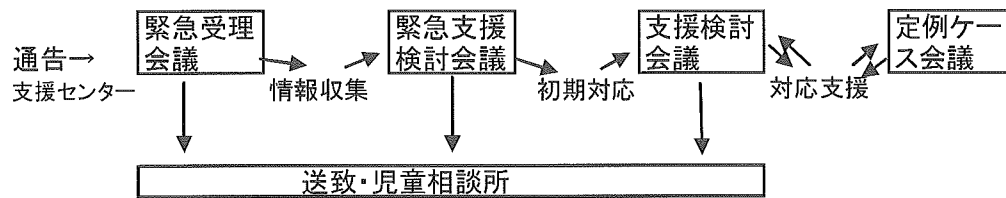
市・特徴	相模原市:システムの改良と、行政職、専門職の協働、及び庁内ネットの工夫が特徴		
ネット設立年月日	平成13年5月	相模原市児童虐待防止ネットワーク設置	
要保護地域対策協議会	平成17年11月		
正式名	相模原市要保護児童対策地域協議会		
人口	621388人	平成17年12月	
子どもの人口	10万633人		
人口密度	1752人/平方キロ	(平成17年全国市町村要覧より)	
事務局	健康福祉部 こども育成課		
扱う虐待件数	197件新受	身体36.5%	ネグレクト34.5% 性的2 心理7 疑い48(24.4%)
領域	疑いは実際には叩いていないが叩きそうなどのうったえがあり、通常より手厚い対応事例。虐待および非行に対応(非行について対応は調整中)		

代表者会議 保健福祉部長、保健所長、学校教育部長、児童相談所、民生児童委員協議会から推薦されたもの、児童養護施設所長、医師会推薦、病院協会推薦、公立小学校推薦、中学校長会推薦、警察署推薦、弁護士会推薦、人権擁護委員会推薦、私立保育園長会推薦

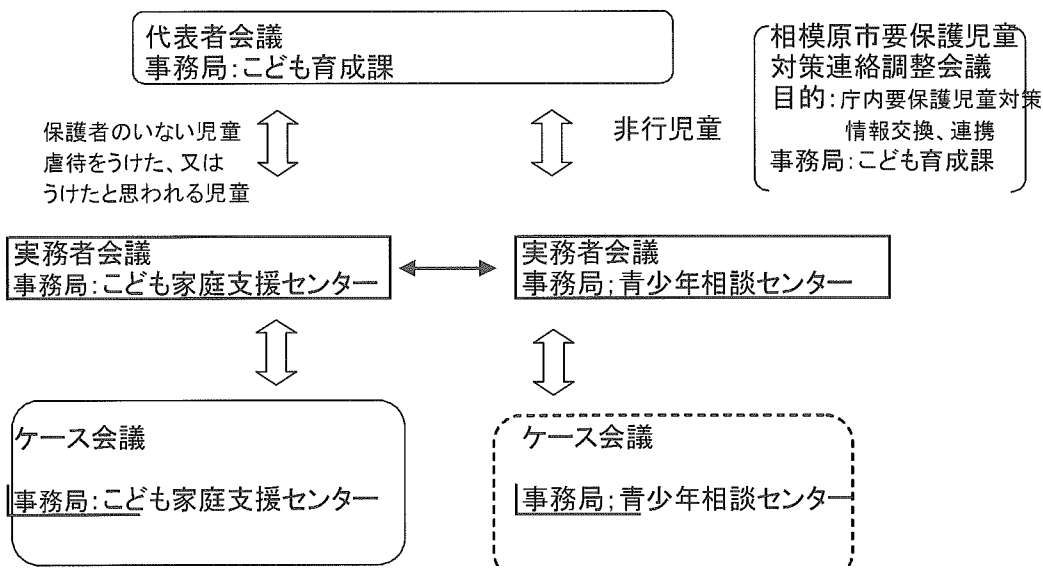
実務者会議 こども育成課、こども家庭児童センター、こども施設課、保育課、福祉事務所、通園施設、保健センター、青少年相談センター、青少年課、保健予防課

個別ケース検討会議 個別の要保護児童等に完成する担当者をもって構成する。

通告のながれ(紙面制約上変形している)



ネットワークシステム(要保護児童対策地域協議会の位置)



## 1. ネットワークの効果

代表者会議および庁内関係者各課から情報収集体制の構築については、こども育成課が担当し、児童家庭相談は、こども家庭センターが担当することで、効果的な役割分担ができています。子ども家庭支援センター設置以前は、児童虐待対応の業務は事務局が子育て支援課、通告受理が福祉事務所、母子保健を中心とする中央保健センターに分散していたが、こども家庭センターに業務を集約することで、通告から児童の安全確認、家庭への支援の流れが円滑かつ組織的に対応できるようになった。

## 2. 通告受理後

- 1) 通告受理票がある。
- 2) 市が通告を受けた場合、一時保護など緊急対応が必要なケースは児童相談所に通知または連絡し連携して対応するが、それ以外の場合は市のみで担当し、児童相談所には連絡していない。その後、児童記録票や相談支援票に記載。
- 3) 通告をうけるとその場で対応可能な職員が集り、緊急受理会議を開催。情報収集後、緊急支援検討会議で初期対応を組織的に決定する。その後は週一回開催。支援検討会議などで状況確認および支援方針を検討しながら、支援を継続していく。

## 3. リスクの判断

独自の支援評価シート、チェックリストを活用。

## 4. 児童相談所との連携

一時保護や立入調査などの法的な権限や、専門的な判定などが必要と判断した場合、児童相談所と相談した上で、送致書による送致を行う。  
児童相談所と連携をして対応している事例については、日々の対応とは別に、年1回児童相談所と定例会議を実施し、対応方針について確認している。

## 5. 会議開催の判断

ケースの進行管理を行う、こども家庭支援センター内での方針の決定は、週1回開催する支援検討会議で組織的に行うとともに、対応している全てのケースについて年2回、定例ケース会議で状況と支援方針の確認を実施している。

## 6. 会議開催の手順

個別ケース会議はこども家庭支援センターが各機関に連絡し日時などを調整する。  
虐待防止ネットワークでの積み上げなどもあり、庁内の関係機関や保育園などについては、おおむね会議の重要性を認識している。今後は学校との連携を強化する必要がある。

## 7. 会議

虐待防止ネットワークでの積み上げがあり、庁内の関係機関や保育園などは、おおむね会議に重要性を認識している。今後は学校との連携強化が必要である。

## 8. 情報の管理

市個人情報保護条例にもとづき、こども家庭支援センターが管理。関係機関への情報提供についても必要以上の情報を提供しないように注意を払う。

## 9. 次のめやす

動きのあるケースについては、必要に応じて支援検討会議に提出、個別のケース会議の開催などで対応している。安定しているケースについては、原則として年2回の定例ケース会議で状況と支援方針を確認する。

## 10. 実務者会議と連絡会議

実務者会議は、直接的に子どもにかかわる庁内各課・機関の担当で構成し、要保護児童対策における全般的な課題などを協議する。  
要保護児童対策連絡調整会議は、子どもに関わらず、支援が必要な家庭に関わる庁内各課機関(戸籍、税金、国保、市営住宅など)の所属長で構成し、各所属長に児童虐待対応の重要性を認識してもらい、庁内におけるスムーズな情報収集を可能にするために開催している。

## 11. 課題

非行の取り扱いについては、教育委員会青少年相談センターが主体となって運営することとなっているが、児童虐待対応と異なり、まだ発足したばかりのため、どの程度の非行事例までを取り扱うのかなどについて、個人情報の問題なども含めて検討中である。

(相模原市事務局の協力を得た)

### Ⅲ 市町村担当虐待事例と援助の実態理解分析

#### 1. 目的

今回の研究目的は、市町村における個別ケース検討会議の実態を把握することが目的である。在宅アセスメント指標を利用し、個別ケース会議でつけたアセスメント指標を分析することで、アセスメントからどのようなサービスや機関役割がなされたのかを分析し、役立つ支援のありかたを提言したい。

要保護児童対策地域協議会での重要な役割は、機関が連携して、いかに虐待再発を防ぐことができるのかという点が第一に求められる。そのためには、もっとも重要な活動は、個別ケース会議がうまくいくことにあるといってもよい。そのための全体会議であり、実務者会議である。子どもの安全のために、どういった施策が必要なのかを検討するのが代表者会議の役割であり、さらに、対象となっている家族への支援をスーパーバイズ機能をもたせながら運営していくのが実務者会議であろう。

市町村が通告を受けるようになり、要保護児童対策地域協議会ができた意味は、従来どおりの個別の対応を法律で制定し、情報を共有しやすくするためのものであった。

市町村で扱うケースについては、調整機関である事務局がケースを管理することになっている。

個別ケース会議は、原則三機関以上のケースカンファレンスで成り立ち、虐待事例をどうみたてるのかということ、カンファレンスを通じて連携する。

児童相談所だけではなく、市町村が通告から、第一義的な役割を果たすためには、どのように支援するのかを組み立てていく必要がある。特に、虐待防止ネットワークができた事情は、虐待事例や要保護事例の持つ特徴ゆえにあ

った。虐待事例は、一般の児童相談とは異なり、一回限りの相談ではなく、親が援助を求めないことも多い。さらには、長期にわたって継続する可能性があり、しかも密室で行われ子どもは訴えることができない、慢性化、あるいは、危機的な状況が生み出される可能性があるという子どもの安全にかかわる内容をもつ。よって、虐待問題は、福祉、保健、教育、司法、医療と全ての領域が関わりながら、解決していく問題であると認識され、機関連携が声高にいわれて、制度化したものである。

個別ケース会議は、重要な位置を占めるものであり、個別ケースの振り返りこそ、虐待防止につながるいくつかのヒントを教えてくれるものである。

個別ケース会議を実施するには、関係機関間のケース理解が重要になってくる。むやみに時間だけが経ってしまつて、あれもこれもと話合い、折り合いがつかない事態も生じることがある。

個別ケース検討会議にむけては、合同アセスメントによって、問題理解を共通のものとする役割がある。つまりどういった問題に焦点をあて、ついで、ニーズを見極め、どのようなサービスを実施していくべきなのかを検討するプロセスである。それぞれの関係機関には、その機関の目的に応じた問題把握や支援対策が必要である。

合同でアセスメントをしていく意味は、ケースを検討する事務局主催の個別ケース検討会議が、互いの機関がもつ互いの情報を提供しあい、トータルな全体像を共有し、参加者共同で見立て（アセスメント）を行った上で、役割分担をしていく目的がある（計画から支援・虐待再発防止）。

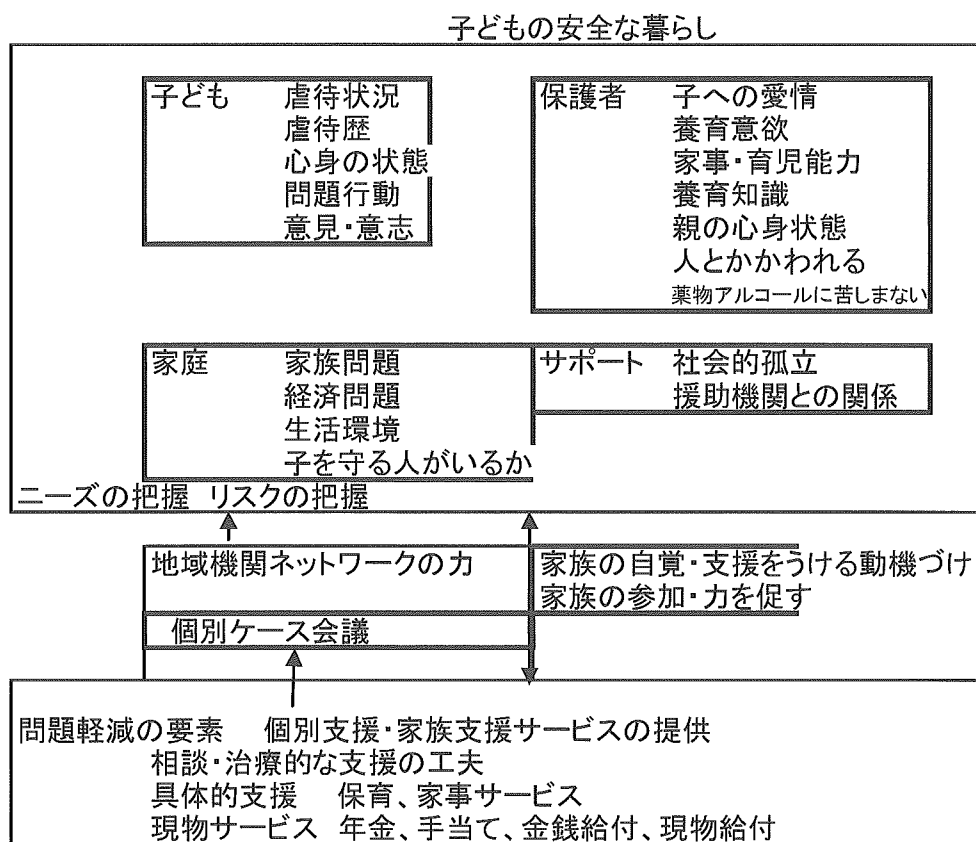
個別ケース検討会議の利点は、関係する機関がお互いに知り合っ、その個別の家族と子どもを支援し、虐待が起こらないように再アセスメントや計画をみなおすためのものである。はじめに、分析枠組みについて説明をしておく。

1) 子どもの安全度について

子どもが安全に暮らせるという条件が、まず在宅支援における基本である。そのために

は、虐待要素となるいくつかのリスクとニーズ要因、さらには、プラスとなるべき要因をバランスよく整える必要がある。つまり虐待や問題に対しては、それを軽減させ、阻止するために支援する必要がある。虐待事例については、機関同士が連携し、取り組む課題であるが、子どもの安全確保には、主たる機関が常に全体を把握し、支援の状況をマネジメントしていくことも求められている。

図1 子どもの安全について



2) 研究の分析計画

市町村で取り組む虐待防止の実態を把握するために、個別ケース検討会議において、リスクやニーズを把握したものを、どのように現実の支援サービスにむすびつけていくのかと在宅アセスメント指標を用いて分析する。限られたサービスの種類、枠組みとしてのアセスメント項目ゆえに、それぞれの個別事情について

は、実践者の臨床知、専門性によることになる。

いくつかの市の取り組みを理解するため、道具としての共通のシート利用することで、その内容をあきらかにしたいと考えた。

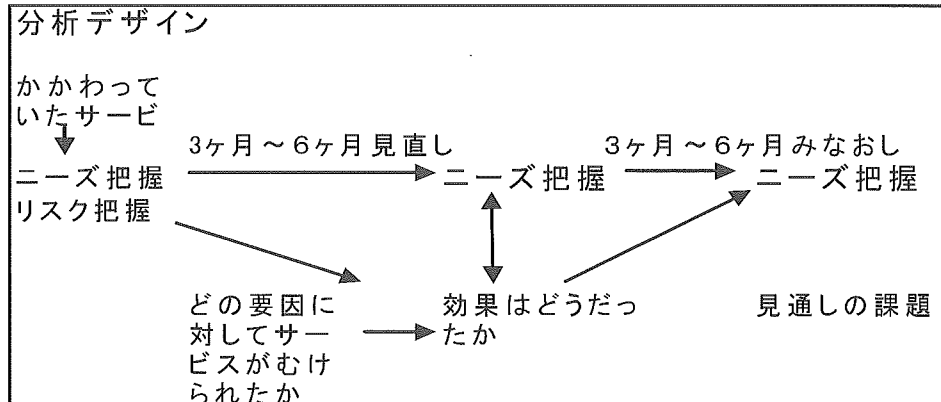
分析デザインは、以下の図式のようになる。つまり、①以下のように、リスク及びニーズ項目、かかわったサービスについて理解をする。②ついで3ヶ月、6ヵ月後にケース会議が開か



れた事例について、再度在宅アセスメント指標をつける。項目把握と効果について、関連するかどうか、サービス提供との効果を合わせて

分析をする。ニーズにあったサービス提供のありかたについても、実態に則し、提言できることをめざす。

図2 分析デザイン



## 2. 手続きと方法

市が扱う虐待事例と支援状況を把握するために、在宅アセスメント指標を利用し、市がどの程度の虐待事例をどのように扱っているのか時系列的にフォローをする。6つの地域に依頼し、1年間フォローをしていく。個別ケース検討会議の共通理解を深めるために、在宅アセスメント指標の内容についても検討を深める。対象は、平成17年6月から11月までに各都市が受理しケース会議を実施した初回事例のアセスメント指標シートである。データは、すべて統計処理をしており、個別情報に配慮した。6つの地域は、それぞれが大都市に隣接もしくは、都市部に位置する。地域によっては、それぞれの機関が果たす役割が違っている場合もあるが、今回は、専門職がおり、均一化できる地域を選んだ。

利用する在宅アセスメント指標について、若干の説明を加えたい。

### 1) 在宅アセスメント指標について

①意義：市町村が在宅を継続していくための子どもの安全を考え家族の支援を考えていくため

の指標として作成した。

②目的：市町村における個別ケース検討会議での情報共有と、虐待事例について共通理解と問題を理解するために利用する。サービスや役割分担も明らかにする。市町村が協働して子どもの安全や家族の支援を考えるためには、一定のリスクの認識や共通した用語や考え方が必要である。

③利用時期：

会議前には関係機関が指標のその内容を理解しておくことが望ましい。ケース会議においては、事務局（調整機関）が中心になって、会議進行の際に参考にしながら、役割分担を含めて利用する。次回につける場合には、前回は綴じて、再アセスメントのために利用する。ケース担当者が異動しても利用できるよう保管しておく。

### 2) 在宅指標利用の構造

調査に利用した在宅アセスメント指標の一部は、文末に資料3としてあげた。なお、指標は、研修を実施したうえで利用することが求められる。

項目については、在宅アセスメント研究会が

発展させてきたものであり、リスクとニーズを把握するため、実践者の参加をえて、改良を重ねてきている。

①ニーズ項目やリスク項目については、把握しておく項目、変動しない項目、家族、養育状況、子ども、生活状態、サポート状況に分類をした。長期サービスとして考えるには、被虐待歴の親には、カウンセリングが必要となろうが、それ事態はかわらないので、非変動領域に入れた。集計にあたっては、虐待タイプについては、主たる虐待を優先する。よって複合的な虐待についても、一つの種類として扱う。しかし、今後必要ならば、複合と単独を分類する試みも実施したい。

②サービス分類：支援サービスの分類は、領域別、機関別、機能別などに分類される。領域別では福祉、保健、教育、法律といった分類である。機関別は、児童相談所、福祉事務所、保健所・保健センター、学校などに分かれる。また、内容的な分類を試みようとする、現物給付、相談サービス、具体的なサービス（家事とか保育とか）といった分類領域になろう。

本研究については、折衷型として親の医療的治療（心・身体を含む）、カウンセリング、子の治療、親グループ、子育て支援サービス、親子教室、保育所・幼稚園・通園施設など、ショートステイ・一時保育、施設入所利用、家事育児支援（ファミリーサポート・ヘルパー・登校園支援、その他）、生活保護、諸手当・年金・貸付等・就学援助、学校による指導（生活、登校、学童）、定期的家庭訪問、来所相談、相談内容としては、育児、発達、配偶者間暴力、法律、家族、母子、就職、その他に分類した。

虐待事例の場合、緊急で対応する以外はすでにサービスを受けている場合もあるため、活用中のサービスと、アセスメントののちに必要なサービスについて、分けて回答願った。どういったサービスが将来利用できるのかを協議す

ることは、支援計画プロセスでもあり、将来的にその家族にはどのように必要なのかを見極めていくため、関係機関が共有して認識ができる利点がある。

③関係機関がどういった目的で役割分担をしていくのかについても、明記しておくことは、個別ケース会議の目的として重要になってくる。よって、担当機関欄と、その方針や目標について具体的に記入する欄を設けた。

④ 現在の家庭や保護者、子どもの様子  
具体的に印象に残る点やプラス面を記入し、当面の課題に即して必要な要点を書くために設けた。

⑤第2回目からの評価表

7つの領域に分けて、子どもの安全度の確認、親の支援の意識、虐待自覚、養育状況、解決動機があるかどうか、子どもの全体的な様子、今後の虐待問題についての支援継続の判断から3段階にわけてつけていくことにした。今回の報告には、初回相談の分析なのでつけていない。

3) 協力市によるアセスメント指標への研修

（方法）自治体への在宅アセスメント指標研修を実施したうえで、事務局が中心になって、アセスメントをつけてもらうことにした。分担研究者が、在宅アセスメント指標をつけることについて、研究協力者の協力を得て、在宅アセスメント利用のワークショップを開催した。S県は全市町村、協力した4市の実務者担当者全員、1市は協議会参加者全員）。市町村研修で実施した在宅アセスメント指標利用で参加し、事前に理解を得た。のべ200名を超えた。ワークショップは、4時間を利用した。1時間半は、虐待理解と項目理解、さらに後半は、例題にそってつけてもらいグループでの論議をしながら、互いのつけた根拠について、検討しようという形式をとった

### 3. 調査結果・考察

58例を対象に分析把握する。

58例については、6都市がおおむね6月から11月までに受理した初回事例について、ケース会議後につけてもらった。同一時期で始めることは、地域により一定しないために、同時期につけることは、困難であった。さらに次回会議開催時につけてもらい、同一の事例について在宅アセスメント指標を活用する予定である。自治体によっては、毎月多くの通告があるところとそうでない市もあるため、当初予定よりは、期間はやや幅をもたせた。

#### 1) ケースの概要 (表1)

表1は、対象となったケース特徴を示している。

身体的な虐待は全体の39.7%、ネグレクトが51.7%であった。性的としたものは、

「疑い」の内容であった。心理的虐待が3例であった。心理的虐待については、他のタイプとの重なりもあったが、主たる虐待を優先したので、数値が下がった。

また、虐待の程度としては、傷の程度を中心にしたが、ネグレクトにおいては、子どもの状況により、程度がわかればつけてもらった。中度とある場合には、子どもに身体的虐待も複合されている。

ただし、ネグレクトの程度については、曖昧さが残った。

虐待の程度をみると、生命・重度で16.9%もあった。また中度が24.1%で、軽度が50.0%を占めた。市町村のケース会議には、児童相談所もともに参加しており、両者の合意のもとでつけている。よって市町村はかならずしも、傷の程度からみると、在宅事例においては、軽度だけではないことが理解できた。

表1 虐待の程度と種類

	生命	重度	中度	軽度	不明	計
身体的虐待	5	2	5	11		23
性的虐待	1	1				2
ネグレクト			8	18	4	30
心理的		1	1		1	3
計	6	4	14	29	5	58

#### 2) 保護者(養育者)の状況 (表2、表3)

今回の虐待者としての保護者のタイプをみると、ネグレクト事例が68.4%であった。全国的な傾向では実母からの割合が高いが、提出された事例では、ネグレクト事例が多かったために、割合が高くなった。ネグレクトについては、86.7%が母からのネグレクトであった。身体的虐待については、全体の39.7%を占めているが、加害者内訳をみると、52.2%が実母からであり、ついで実父が6.8%であった。実母以外の母、実父以外の父もそれに続いた。性的虐待については、2例あったが、「疑い」の事例であった。これといった内容が

つかめないと、なかなか対応がむずかしいために、継続支援する内容である。虐待の程度については、生命の危険として実母からの加害状況がある。また重度についても頭部外傷という内容や、やけどであった。

表2

	虐待の種類					虐待の程度					
	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的	計	生命	重度	中度	軽度	不明	計
実母	12		26	2	40	4		8	23	5	40
実母以外の母	2				2			1	1		2
実父	4		1		5		1		4		5
実父以外の父	3	1			4		1	3			4
両親		1	3		4	1		2	1		4
実母・実父以外	2				2	1	1				2
祖母				1	1		1				1
計	23	2	30	3	58	6	4	14	29	5	58

虐待の程度は、加害者が実母で「生命の危機的な状態」であったが、調査時点においては、加害親から子どもが離れたために、安全であることが記され、在宅支援で継続させている内容であった。しかし、中には、定期的にモニタリングが必要とする場合もあった。

### 3) 子ども (表3)

子どもの年齢は、学令前と学令後に分けたが、0才から6才までが62.0%と過半数を占め、学令児割合半数をしめている全国の児童相談所が取り扱う虐待調査に比較すると、今回表3

の調査対象では、学令前の割合が高かった。子どもの年齢と、虐待の種類の関係でみると、もともと割合の高かったのは、4歳から6歳の身体的虐待と7歳上のネグレクトであった。ネグレクトについては、0才からネグレクト状態にいることがわかる。性的虐待は疑いであるが、ともに10代である。子どもの年齢と虐待の程度については、4才から6才が重度以上が5名、さらに中度についても数多く占めている。重度、中度、生命をあわせると44%を占め、軽度が50%で、差は6ポイントであった。

	虐待の種類					虐待の程度					
	身体	性的	ネグ	心理	計	生命	重度	中度	軽度	不明	計
0歳			2		2				1	1	2
1歳	1		4		5				3	2	5
2歳	1		3	1	5		1		1	3	5
3歳	1		3	1	5	1			1	3	5
4~6	14		4	1	19	3	2		5	8	19
7才以上	6	2	14		22	2	1		3	12	22
計	23	2	30	3	58	6	4	14	29	5	58

### 4) リスク・ニーズについて (表4)

冒頭でのべたように在宅アセスメント指標は、子どもの安全と子と家族のニーズを把握するためのものである。ただし、あくまでも

共通の核の要点だけを把握できるという限定つきである。そこで今回についても、家族のニーズを把握することでどういった支援が考えられるのかについて理解するためにつけてもらった。